

# 平成 2 9 年度第 6 回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	平成 2 9 年 7 月 1 9 日（水）	午前 9 時 3 0 分
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	全員協議会室

# 第6回定例会議事日程

1 日 時 平成29年7月19日(水)午前9時30分

2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 全員協議会室

3 会議に付すべき事件

第1 第20号議案 八王子市こども科学館条例施行規則の一部を改正する  
規則設定について

第2 第21号議案 平成29年度東京都教育委員会職員表彰候補者の推薦  
について

4 協議事項

・八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針(素案)について(指導課)

---

## 出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	星 山 麻 木
委 員	柴 田 彩 千 子
委 員	大 橋 明

## 教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	廣 瀬 勉
学校教育部指導担当部長	山 下 久 也
教 育 総 務 課 長	小 林 順 一
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学 校 複 合 施 設 整 備 課 長	内 野 茂 樹
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	野 田 明 美
教 育 支 援 課 長	穴 井 由 美 子
指 導 課 長	中 村 東 洋 治
教 職 員 課 長	廣 瀬 和 宏

統括指導主事	佐藤晴美
統括指導主事	野村洋介
生涯学習スポーツ部長	瀬尾和子
生涯学習政策課長	平塚裕之
スポーツ振興課長	坂口崇文
スポーツ施設管理課長	佐藤晴久
学習支援課長	新井雅人
文化財課長	中野みどり
こども科学館長	叶清
図書館部長	石黒みどり
中央図書館長	太田浩市
生涯学習センター図書館長	新堀信晃
南大沢図書館長	安達和之
川口図書館長	福田秀之
指導課指導主事	上野和広
指導課指導主事	北川大樹
指導課指導主事	加藤則之
教育総務課主査	堀川悟
教育総務課主事	廣瀬桃子
教育総務課主事	池上光
教育総務課嘱託員	古瀬村温美

【午前9時30分開会】

安間教育長 おはようございます。

大変お待たせをいたしました。本日は、村松委員から欠席の報告がございましたが、出席委員は4名でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成29年度第6回定例会を開会いたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても照明の一部消灯や職員のクールビズを実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、大橋 明委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

さて、本日の議事でございますが、第21号議案については、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

安間教育長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第1、第20号議案 八王子市こども科学館条例施行規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、こども科学館から説明願います。

叶こども科学館長 皆さん、おはようございます。

それでは、第20号議案 八王子市こども科学館条例施行規則の一部を改正する規則設定について、お手元の議案書に添って御説明申し上げます。

改正の理由と内容ですが、2点ございます。

まず1点目は、本年4月26日開催の第2回教育定例会にて御審議いただきました、こども科学館の新たな料金体系を定めます八王子市こども科学館条例が、平成29年市議会第2回定例会において6月27日付可決されたことに伴い、利用券や様式等、所定の事務手続上の見直しを設定するものです。具体的には、条例第6条、

入館料等、別表におきまして、新たに設定した入館料と観覧料を合わせた料金区分のセット券、年間パスポートを新設したことによる対応です。

議案書の改正後の欄をご覧ください。

施行規則の第4条、第5条、第6条におきまして、新たな料金区分の設定、券売機を利用する個人の利用券、団体の利用申請等にかかわる様式の設定と事務手続上の規定を整備しております。

2点目は、現在の館の運用に合わせた内容への規定整備を行うものです。第2条の開館時間をご覧ください。

改正前の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとなっておりますが、科学館のお客様の利用ニーズを踏まえまして、平成13年7月以降、第2条のただし書きを適用いたしまして、午前10時から午後5時までとして運営しております。現在も、この開館時間が定着しており、お客様の利用ニーズにも合ったものと考えておりますので、今回のリニューアルにあわせて、現行の運用どおりの時間に改定するものです。

そのほか、改正前の条例施行規則第4条第3項をご覧ください。

こちらでは、入館券の発行を定めておりまして、券売機により券を発行することを定めておりますが、このような規定は、現在、他の施設ではないことから、今回削除することといたします。

また、第5条、入館券の改札では、改札は、ゲートまたは職員によって行うということを定めておりますが、現在、館のゲートは撤去しておりますので、この規定そのものを削除したいと考えております。

最後になりますが、今後、全庁的に使用料等の減免措置の明文化を進めていく動きもありまして、こども科学館条例施行規則第6条、入館料等の減免の規定のうち、第1項第3号、教育委員会が減額または免除することが適当であると認めたと時の内容についても、これにあわせて対応してまいります。

説明は、以上です。

安間教育長 ただいま、こども科学館からの説明は終わりました。

まず、本件について、御質疑はございませんか。

特に御質疑がないようですが、本案についての御意見、あわせてお伺いいたします。

す。

大橋委員 規則を改正していただき、より多くの人に御利用いただければというふうに思います。

以上です。

安間教育長 ありがとうございます。

この規則改正とは関係ないのですが、実際に、今、10時から5時まで現実に開館しているわけですよね。急な話でごめんなさい、お手元に、データがあればですが、午前中の、入館者というのは大体どれぐらいいるのですか。赤裸々な数字はあまり言いたくないですか。

叶子ども科学館長 午前、午後での人数の把握は、しておりません。

安間教育長 もう一つ追加で、土曜日に、夜、開館したりしていますよね。その人数なんていうのは、把握していますか。

叶子ども科学館長 現在、土曜日の夜の開館につきましては、星空観望会や星空コンサートのように、月1回または四半期に1回程度の開催をしております。

安間教育長 どれぐらいの方が集まってらっしゃいますか。

叶子ども科学館長 すみません、人数は、今、数字的には、ちょっと思い浮かびません。

安間教育長 今度、これを市民のためのニーズに合わせるという意味でしたら、すぐには言いませんが、時間帯によって、どれぐらいの観覧者がいると。閉館している時間でのニーズがあるのかないのかとか、そんなことを調べてみていただいて、一番市民が来やすいとか、この時間に開館していればいいのにな、と思うような時間、深夜と言われたら困りますけれども、そんなむちゃな話ではなく、夕方遅くなればニーズがあるのだとか、そういうような話があるのだったら、一回研究を始めてみていただけますか。そして、一番市民が来やすいような時間に、今度変えていくようなことも、将来考えているというようなことも、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

叶子ども科学館長 こども科学館では、来館者ニーズの満足度調査もしておりますので、その中で、そのような項目もつけ加えて調査の一助にしたいと考えております。

安間教育長 よろしく申し上げます。

よろしゅうございますか。

ほかに御意見もないようでございますので、お諮りをいたします。ただいま議題となっており第20号議案については、提案のとおり決定するという事に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。よって、第20号議案については、そのように決定することにいたしました。

安間教育長 それでは、次に、協議事項となります。「八王子市いじめの防止等に関する基本方針（素案）について」を議題に供します。

本件について、指導課から説明願います。

佐藤統括指導主事 「八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針（素案）について」、担当の加藤指導主事、北川指導主事より御説明申し上げます。

加藤指導課指導主事 それでは、定例会協議事項資料をご覧ください。

1番の趣旨にありますように、4月1日施行の「いじめを許さないまち八王子条例」の考え方を踏まえ、いじめの防止等に向けた具体的な取り組みを示す「八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針（素案）」について御説明します。

3番の今後のスケジュールをご覧ください。

8月1日から8月30日までの期間で、パブリックコメントを実施いたします。その後、9月28日の文教経済委員会にて報告を行い、9月29日に策定を予定しております。

それでは、別冊「八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針（素案）」をご覧ください、1ページをお開きください。

このページは、条例の考え方を示し、いじめにかかわる大人たち全てがオール八王子として子どもたちにかかわっていく考え方を示しております。図の下には、いじめの防止等に関する基本的な方針の策定に当たり、「いじめを許さないまち八王子条例」の考え方を踏まえて、重視したポイントを八つの視点として記載しています。こちらは、既に定例会でお示ししているものです。

1点目の児童・生徒のささいな変化やサインを見逃さず、対応しようとする教職

員の意識の向上から、8点目、当該児童・生徒への支援まで、基本的な方針の基盤となる箇所でございます。それぞれの後ろに記載している白や黒の三角、星等のマークにつきましては、8ページからの具体的な取り組みが、どの視点に対応しているかをわかりやすく示すために記載いたしました。後ほど、このマークはとります。

2ページには、基本理念、いじめの定義を記載しています。こちらは、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめを許さないまち八王子条例」に基づいて記載しています。

3ページには、いじめの理解を記載しております。

4ページは、諮問の項目となっているいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、保護者（家庭）、地域、関係機関との連携の視点をまとめています。特に重要と考えているのが、(1)のいじめの防止です。児童・生徒にいじめは決して許されないことの理解を促し、児童・生徒がいじめについて考え、行動する機会を教育課程に位置付けます。いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、全ての児童・生徒が安心でき、自己肯定感、自己有用感を育み、学校生活に充実感を持てるようにしていきます。

(2)のいじめの早期発見については、児童・生徒のささいな変化や兆候に、いじめではないかとの疑いを持って的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知すること、また、一人で判断するのではなく、組織的に情報を共有し、対応するとともに、児童・生徒が一人以上の大人に相談できる環境づくりを進めていくことを記載しています。

続きまして、6ページをご覧ください。

、いじめの防止及び解消に向けた取り組みに関する事項について、御説明いたします。

初めに、八王子市及び八王子市教育委員会における取り組みについてです。

6ページ、7ページには、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめを許さないまち八王子条例」に基づき、基本的な方針の策定、子どもの安全安心連絡協議会、いじめ問題対策委員会、いじめ問題調査委員会について記載しております。

8ページをご覧ください。

(5)いじめの防止等に対する取り組みです。ページの下の部分にありますアの

未然防止、（ア）児童・生徒の主体的な行動に対する支援の１点目、「中学生サミット」の年１回の開催については、児童・生徒が主体的にいじめについて考え、主体的に行動するために、市教育委員会が開催いたします。

９ページをご覧ください。

昨年度行いました「中学生サミット」において、「いじめ防止に向けた行動指針」を話し合いで決定いたしました。それについて、児童・生徒がどのような取り組みをすることができるか、それぞれの学校で話し合い、取り組んでいるところでございます。同様に、９ページの（ウ）から（オ）では、いじめの防止をどう周知するかについて、保護者・地域や関係機関、市民に対して、いじめの防止について訴えかけ、児童・生徒の安全を第一に考えて守っていくための方法を記載しております。

続きまして、１１ページをご覧ください。

相談体制等の構築について記載した部分です。この中では、ウのいじめに関する通報及び相談を受ける窓口を、八王子市にかかわる各関係機関について具体的にまとめました。

次の１２ページにありますのが、東京都の機関、また全国の機関となります。

続きまして１３ページからです。

こちらは、市立学校における取り組みをまとめた部分です。初めは、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめを許さないまち八王子条例」に基づき、学校いじめ防止基本方針の策定と、１４ページにあります「学校いじめ対策委員会」の設置について記載しています。

１５ページをご覧ください。

１５ページの（３）未然防止から、具体的に市立学校が取り組むべきことについて記載しています。

１５ページの（ウ）自己肯定感や自己有用感を高める取組の充実をご覧ください。児童・生徒が自分の存在を認められることや達成感を味わうこと。一人ひとりが活躍できる場や気持ちを落ちつかせて生活できる場を設定するために、具体的に学校がどのように取り組んでいくかをまとめています。

１６ページをお願いします。

イの教職員の意識の向上と組織的対応の徹底について、（イ）「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催の3点目をご覧ください。対策委員会は、校内における各種委員会を活用するなど、定期的に開催します。学校は、たくさんの会議を行っております。教員の多忙化もございます。その中で、学校が児童・生徒一人ひとりの様子を確認し、一人ひとりの変化に気づく場を設定するには、今行っている会議を生かすことを考え、このような形でまとめました。

続きまして、17ページです。

ウのいじめを許さない指導の徹底。（ア）相談についての指導をご覧ください。

児童・生徒がストレスや困難を感じたときに対処する方法として、大人や友達に相談する方法があることを指導します。

19ページの（4）いじめの早期発見にも、アに児童・生徒からの訴えを確実に受けとめる体制を構築すると記載しております。（ア）にありますように、学校は、全ての児童・生徒に一人以上の相談できる大人が存在できるように、スクールカウンセラーを活用して働きかけてまいります。

20ページの（5）、早期対応について記載しております。

21ページ、イのいじめの程度に応じた対応をご覧ください。

（イ）加害児童・生徒の指導について記載していますが、22ページの上から3行目の（イ）にも、加害児童・生徒についての記述がございます。被害児童・生徒の安全を第一に考え、保護していくことは当然でございますが、加害児童・生徒がいじめの後にどう変わっていくことができるのかを注視したいと考えました。

23ページの一番上に、警察との連携を具体的に記載しました。犯罪行為としての事例やいじめの範疇ではないものについて、学校としては連携していくことを躊躇してしまう現実があるため、こちらに明記いたしました。

学校の取り組みについては、以上となります。

続きまして、25ページをお願いします。

保護者（家庭）の取り組みと関係機関の取り組みについてまとめたページです。それぞれの役割、責務を明らかにいたしました。

保護者（家庭）の取り組みについては、2点目に、「子ども見守りシート」について記載しました。保護者が子どもの様子に疑問を感じた際には、このシートを活

用して子どもの様子を確認し、学校と連携することが必要だと考えました。

その他の部分については、何らかのときに保護者と相談できるように時間を確保すること。自分は人の役に立っている、自分は必要な存在であると実感できるような言葉を伝えることを記載しました。

最後は、地域・関係機関の取り組みです。25ページの下から3行目にありますように、いじめは絶対に許されないことだと発信することを明らかにしております。

私からの説明は、以上です。

北川指導課指導主事 私の方からは、この27ページ以降の、  
、重大事態に関する事項、  
、その他、いじめの防止等のための対策に関する重要事項について説明させていただきます。

、重大事態に関する事項。27ページです。

1、重大事態の定義では、「いじめ防止対策推進法」、基本的な方針に基づき、重大事態の定義を、このページで示させていただきました。

次のページ、28ページです。

28ページ、2、重大事態の発生時の報告では、重大事態が発生した際の教育委員会への第一報について、事案別に整理し、判断のポイントを示しました。報告の前提として、いじめとの因果関係が確実になった時点で重大事態と判断するものではないことを明確にしました。

事案としては、次の三つを明確にしています。ア、学校がその事案を認知したとき。イ、明確な理由がなく、連続で1週間欠席したとき、または連続でないものの欠席日数が7日間になったとき。ウ、児童・生徒や保護者からの申し立てがあり、重大事態の疑いがあると認めたときとしております。

さらに、30ページには、学校が判断をする際に支援をするということを狙いに、具体的事例を  
、複数示させていただいております。

同じページの(3)では、重大事態の報告書の提出について明記させていただきました。

さらに31ページ、3、重大事態発生時の対応では、(1)として対応の流れの大きな動きを一目で見てわかるように示させていただきました。(2)では、被害児童・生徒の安全確保、不安解消のための支援を。次のページの(3)では、加

害児童・生徒に対する指導及び支援を盛り込んでいます。ここでは、指導及び支援の狙いを明記するとともに、学校での対応や保護者、外部機関との連携について記載させていただきました。また、この32ページの中には、ウ、教職員、スクールカウンセラーによる支援として、加害児童・生徒の背景や、心の傷に対する配慮について触れています。さらに、加害児童・生徒に対する指導として、これまで参考にさせていただいた資料では、「更生」という言葉が見られますが、定義づけから、必ずしも悪意があるとは限らないケースがあるため、必要に応じて「振り返り」という言葉を使わせていただいております。

35ページでは、4、調査の主体と組織、実施を明記させていただき、続きまして40ページ、5、調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置を記載しております。こちらについては、基本的に「いじめ防止対策推進法」、国の示した基本的な方針にのっとり作成していますが、キーワードとして、迅速、公正かつ正確、事実に基づき対応することを基本的な考え方として八王子市版として作成させていただいております。

、42ページ、その他、いじめの防止等のための対策に関する重要事項です。

1、八王子市いじめの防止等に関する基本的な方針の見直しとしては、年度ごとに点検する旨を明記させていただきました。

以上、私からの説明を終わります。

安間教育長　　ただいま、指導課からの説明が終わりました。

本件について、まず、御質疑はございませんか。

大橋委員　　丁寧な説明、どうもありがとうございました。

以前に、このいじめ防止にかかわっていくつか御指摘があったというふうに聞いております。例えば、いじめがないようにする、そういう八王子であるというところについて、あまりそういうことが感じられないという御指摘もあったというふうに聞いておりますけれども、そのあたりというのはいかがでしょうか。

佐藤統括指導主事　　いじめがないということは一番求めるところではございますが、やはり、いじめがないということだけを捉えますと形式的なことになってしまうと考えております。そこで、私たちは、いじめのない八王子をつくるということで、その気概については、こう考えております。

人と人とかかわり合う中では、少なからずトラブルは起こるものである。そのために、いじめがないということはもちろん大切なことではございますが、学校をはじめ、子どもたちを取り巻く大人が、いじめを見て見ぬ振りをしていない、いじめは許されないことであるという姿勢で対応していくことを明記したいと思っております。また、いじめは、どこにでも誰にでも起こり得るという考えを持ち、日常的な取り組みを行っていくことが大切、そこを明記します。また、いじめについては、目に見える現象がなくなったから、それでおしまいという考えではなく、やはり、小・中学校が情報を共有して9年間を通じて被害・加害両者の見守り及び支援を継続していくことが必要と考えております。より実効性を高めるためには、条例の理念のもと、基本的な方針にそれぞれの立場の、またはかかわりについては、具体的に記載する、または責務や役割を明記していくと考えております。

安間教育長　具体的にどこに明記しているのかもつけ加えてお話しされたほうがわかりやすいと思いますよ。

佐藤統括指導主事　わかりました。

例えばでございますけれども、全体を通して役割については書かせていただいておりますが、特に25ページには、保護者（家庭）の取り組みの中に役割を書かせていただいております。また、25ページ後半には、地域・関係機関の取り組みのところに、その役割等を記載させていただいております。

大橋委員　御説明ありがとうございました。

文科省でも、いじめは、どこにでもあるのだと。その認知件数が上がっているということは、それだけ細かく、いじめがないかどうか点検をしている、その証左であるという見解を出しているところです。ぜひ、今のそのスタンスを大事に、そして、実際に、いじめが起こる可能性のある学校現場に、そのことをきちんと伝えていくことが必要ではないかなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

安間教育長　ほかにございましょうか。

柴田委員　御説明ありがとうございました。いじめをなくそうという気概が感じられる内容だったと思います。

1点質問があるのですけれども、19ページのところで、スクールカウンセラー

による小学校5年生、中学校1年生の全員を対象とした聞き取り調査、面接を行うという方針を打ち出されていますけれども、これは、具体的に、どの時間に行われるようなものなののでしょうか。例えば、授業時間が、その分、削られるというようなこと、そういう心配というのはないのでしょうか。

加藤指導課指導主事 基本的に、授業については削らずに、授業外の時間で、例えば休み時間を活用してですとか、小学校であれば中休みの時間が多目にとってありますので、そちらの時間、または放課後の時間等を活用して、最低でも5年生、あとは1年生に個人面接をして話を聞くというようなことにしております。

佐藤統括指導主事 基本的には、今、説明したとおりではございますが、学校の学級数、児童・生徒数に応じては、やはり休み時間だけでは対応できないということもございますので、そのときは、やはり、教育活動を組み直しまして、授業の時間を使うということもございます。

柴田委員 ありがとうございます。多分、その学校の状況によって、5年生を対象にした方がいいのかとか、中学校であれば1年生対象にすればいいのかということは、柔軟に、学校が自分たちで判断できるような柔軟性というようなものが含まれていればいいと思います。

安間教育長 ほかに御質疑はございませんか。

大橋委員 いじめが起こる可能性が一番高いのは学校であるわけですが、学校のいじめ対策委員会ですか、これについて14ページのところに記載をされています。それで、常設するということが、学校の規模によると思いますが、このメンバーをどのようにしていくのか、このあたりのところについて、まず1点教えていただきたいということと。

それから、学校のこういう組織にかかわって、特に小規模校になるとは思います、かなり負担が大きくなるのが考えられます。特に、いじめではないかというふうに認知をされた件数が2件、3件あった場合に、それへの具体的に対応していくときの人手というものが必要になります。これが、例えば4ページの(3)のいじめへの対処というところの網かけの部分ですが、児童・生徒の安全を確保するとともに、継続した見守り、支援を行います。これは、やはり、このところで、やはり教員の見守りのすき間ができます。例えば、休み時間であるとか、あるいは

トイレに行く時間、あるいは掃除の時間など、すき間のできる時間等について、やはり人が必要になるというところ。これについて、どういうふうに考えるのかということ。要するに、実効性のあるものにしていかなければならないわけですね。それと、21ページのところに「学校いじめ対策委員会」を核とした対応というのが出ていますが、これともかかわりのあるところ。それから、21ページのいじめの程度に応じた対応ということで、安心して学校に通えるようになるまで確実に支援を行う、確実に、なのです。要するに、すき間がないと。そういうようなことをつくっていく体制ですね。

それから、次の「どんな軽微な事例についても必ず連絡をし」、これ、必要だと思いますけれども、保護者が仕事をしていて帰りがかなり遅くなるというような事例もあります。そのような場合でも、これ、どのようにしていくのか。

それから、別室指導のことが21ページ、33ページにかかわって書いてありますけれども、これも、特に小規模校の場合、誰が指導するのか。要するに、授業、本来行っている通常の授業のほかに、そこに当たる教員の手当ができるのかどうか。そのあたりについて、学校内部の組織のあり方、それから教員間の情報の共有等も含めてですが、お考えをお聞かせ願えればと思います。

加藤指導課指導主事　今お話しいただきました、初めに「いじめ対策委員会」についてですが、14ページに記載がありますように、メンバーにつきましては、校長、副校長、スクールカウンセラーを中心に、それ以外のメンバーは、やはり学校が学校の実情に応じて構成できるようにと考えております。また、学校の中に新しく委員会を設けるのではなく、現在、生活指導の委員会ですとか、もしくは特別支援の委員会、教育相談の委員会、何らかの委員会を校内委員会として学校は設けておりますので、そちらを活用して、そのメンバーで「いじめ対策委員会」を学校として開催できればというふうに、こちらは考えて、このような形でまとめました。

また、学校の、なかなかすき間がない、先生方、教員が忙しい中というところにつきましては、こちら、できれば人的な何か対応をしていきたいという考えは持っているのですが、なかなか実現に至っていないところがございまして、現状になっているところでございます。

北川指導課指導主事　私も、重大事態のところを担当しておりまして、33ページの

別室での指導について、教室ではないところで指導するというふうに、ここに書いてはいるのですけれども、具体的に誰が指導するのかということについては非常に悩んだところですが、人的な措置はきっと必要だろうというふうに考えているところです。そういった意味では、継続的な対応を日常的にするという意味で、例えば、主に教員を目指す学生を、例えばメンタルフレンドと、これは仮称ですけれども、そういった若い学生と一緒に子どもと、例えば触れ合ったり遊んだりすることで様子を見たり相談を聞いたりする、そういうようなこともできないだろうかということを考えているところですが、まだ具体的にはなっていないところです。

以上です。

佐藤統括指導主事　　今、人的なという話があったのですけれども、今、いじめの、この基本的な方針を立てるに当たりまして、さまざまな関係機関と直接意見交換をさせていただいております。その中で、お話があったのは、例えば昨日、保護司会にお伺いしたのですけれども、自分たちは学校にかかわりたいのだと。ところが、なかなか学校と連携、どのようにしていいかが具体的にはわからないというお話がありました。人的なというのは、やはり教育委員会としてどうしていくかということもありますけれども、学校と地域が、どう結びついて学校の支援をしていただくか、今現在も、学校のほうに、かなりの保護者や地域の方がかかわられて子どもたちの様子を見ていただいている部分もございます。または、学生のボランティアさんが入っているところもございます。やはり、その効果的な部分を、やはり全校に周知をしていって、どのようにかかわれるか考えていきたいと思います。ただ、やはり、子どもに直接かかわる人材でございますので、そこはよく見ていかないと逆の問題も起こるかなと思っております。

また、保護者のほうが、帰りが遅くてなかなか連携がとれないというところは、学校の負担になっているところもあります。学校が保護者に伝えなければならないことは、どうしても伝えることとなりますけれども、例えばですが、家庭から学校にという場合は、今後考えられることとして、メールとかSNSとか、何らかそういう手段も考えていくことが必要かなと考えております。

以上でございます。

大橋委員　　この出していただいている今回の素案ですが、基本的な方針の素案ですが、

方向性としては、私は、すごくいいのではないかなというふうに思っています。ぜひ、実効性のあるものにしていく、そういうことがなければいいのですけれども、何かあったときに、それが、やはり、これに基づいてきちんと対応できるということが大事だというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

安間教育長     ありがとうございます。

ほかに。

星山委員     まず御質問なのですけれども、昨今、いじめの事件は、まだまだ続いていてまして、どうしてこういうことになったのかなということは、いろいろなところでも取り上げられていると思うのですが、一つに、教員側のほうが相談相手が見つからなくて、気がついてはいるのだけれども、どうしても自分で抱え込んでしまうというような、学校内、教員間の連携については、まだ課題が指摘されているところですが、そのあたりは具体的に考えていってほしいとすることがありましたらお願いいたします。

加藤指導課指導主事     今年度につきましては、全教職員を対象に悉皆の研修を行います。その場で、やはり一人一人、先生方個々にではなく、組織的に対応していきましようというのを全教職員に向けて、しっかりと周知していく予定でございます。

安間教育長     それでは、本件についての御意見も含めてということで、改めて何かございましょうか。

星山委員     主に2点なのですけれども、非常に具体的で、連携とか重大事件が起こったときの対応とか、すごく私は具体化してきたなというか、目に見える形になってきたなと思っています。一方で、まだちょっと心配だなと思う点が2点あるのですけれども、1点目なのですけれども、私は、大学生の教育をしているので、聞くことができるのですね。小・中・高で何があったかということ。その中で、よく出てくるのは、アンケートには書けないということなのです。アンケートって、隣で書いているだけでわかってしまうのだと子どもたちが言うのです。私、いじめられているというときのヘルプの出し方というのが、私たち大人が考えているよりずっと繊細なことなのだろうと思うのです。そこに関して、今も、子どもたち、本当にSNS、ICT、IT使う、もう当たり前になっているので、逆にそれを直接アクセスできる手段として活用していこうという動きが見られていると思うのです。こ

れになってくると、オール八王子でやらないと、すごく難しくて、いろいろなシステムも入れなければいけないと思うのですけれども、子どもの個々のいじめに対しての、すぐ反応する、すぐに助けるということに関しては、予算も含めて、もっと重大事項というか、もっと緊急に対応すべきことに上げていいのではないのかなと、これ、私は個人的に、いつも感じています。つまり、子どもから最初のサインの出し方、大人が感じている出し方、私たちがよかれと思っているやり方ではなく、もうちょっと子どもたちのほうから案も聞いたほうがいいし、子どもたちの世界のほうが進んでしまっていて、私たち、子どものとき体験していないので、これ、ベストだと思うんですよ、私たちが思っている。でも何か、子どもたちって、もっともっと困っていると言ったら言い方変なのですけれども、そのあたりのところは、もう少し何かあるのではないかなということを感じているので、お願いしたいなというのが1点目です。

あと、ちょっとごめんなさい、具体的になるのですけれども、私も教えようとしているのですけれども、人間って、いじめはだめと聞いているだけではできないのだなと。教育方法として何が重要かといったら、私はロールプレーというか、みんなやってみる。今みたいに、私、いじめられているのというとき、誰にどうやってサインを出したらいいか、子どもがわからないと言うのですね。いっぱい、こんなに書いてあるのに。でも、私、今いじめられているのを誰に最初に助けてと言うのというのがわからないと。だから、何かそういう具体的な練習、もしかしたら、君、いじめられているかもよ、どうやったら助け出せるというような、何か、子どもたちの側に立って、もっとすぐに、こうやったら大丈夫、いじめおさまったねという成功ロールプレーのところまで丁寧にやってあげないと難しいのではないかなという気がしているので、そこですね、そのところをお願いしたいなと思っています。これが1点目です。

それから、2点目なのですけれども、さっき出てきました、いついじめられたという話をよく聞くと、とにかく大人の目のないところなのですよね。中学生とか多いのは、部活なのですよね。それから更衣室、さっきも出ましたけれども、あと給食。こういう登下校、それから、要するに大人の目がちょっと外れたところで、子どもたちが面白半分、からかい半分、それから、正義なのですよね、いじめが。私

は、これがすごく怖いとっていて、あいつ、変わっているからいじめていいのだ、だって、先生からも嫌われているのだものかと思っていましたと、全国の大学生が書いてくるので、やはり、そういうところって、学校だけでは無理だと思うのです。そこで、さっきの話ですけれども、誰でもいいわけではないと思うのです。だけど、地域の、もっと、昔で言うところの、おじいちゃん、おばあちゃん、おせっかいなおばさん、商店街のおじさん、いろいろな人たちの温かい目が子どもたちに、今、もう届いていなくて、学校だけでは、私は無理だと思っているので、もっと学校を開放していただいて、八王子は全部学運協になろうとしているし、チーム学校になろうとしているし、すごく私は、ここはいい市だと思うのです。人情がとってもあって。だから、学校を閉じないで、学校をもっとオープンにしてください、そういう人たちが日常的に見守りや話を聞いたり、ひとりぼっちの子いないかなと、廊下なんかでもちょっとすれ違いざまに見守れるようなシステムをみんなで考えていかないと、本当の意味では子どもたちを守れない時代になったなと。これ、子どもたち守れないって、私たち自身を守れないということと全く同じだと思うので、そういう仕組みづくりですね。これも、どちらかという、これだけではない、今ある、新しいことをやるのではなくて、今ある全ての課がやっている全てのことがつながっていくように考えていけば、一つでも二つでも予防できるし、万が一重大ないじめに遭って困っている子がいても、早期に助けることができるというシステムができるのではないかなと。

この2点について、お願いということなので、これはとてもいいと思いますけれども、ぜひ将来に向けて、またつなげていただけたらありがたいなと思っています。

以上です。

安間教育長      ありがとうございます。

佐藤統括指導主事      ありがとうございました。

まず1点目の、アンケートに書けないということがありました。まず、アンケートに書けないという話ですが、アンケートも、今まで、どちらかという学校は、言葉は悪いかもしれないのですが、ワンパターンと言いましょか、教室で書くとか、記名式だ、無記名式だという形にとらわれていたかなと思います。やはり、全員が家庭に持って帰って、封筒に厳封して、また学校に持って帰るとか、さまざま

まな方法はあると思います。そういうさまざまな方法を具体的な事例として、この基本的な方針の巻末に掲載していきたいと思っております。

また、アンケートに本当に書けない場合もあると思うのです。家庭でも言いにくい。その子が、やはりヘルプを出しやすいように、先ほどもちょっとお話ししましたが、メールやSNSをどう活用していくかということが必要なと思います。

また、大人が考えることと子どもが考えることは、もう違っている、生活がもう違っているということがありますので、八王子には中学生サミットを昨年度から立ち上げております。今年度は、昨年度、中学生サミットで行動指針を立てて、各学校で取り組みをしました、その評価を今年度行うことになっておりますが、その中で、ではどういうふうにしたらヘルプが出せるかな、どうやったら相談できるかなというのを、子どもたちから実際にそこで考えを聞いていくという機会も、ぜひ設定したいと思っております。

2点目でございますが、人間は、いじめはだめと聞いているだけでは理解できないというお話がありました。今回、道徳が教科となるということもありまして、その中で、やはり実際にどうするのかというのを具体的に考えていく場面もありますが、やはり特別活動や教育活動全体を通じて、さまざまな、各学校はいい取り組みをしております。それを、やはり事例として、八王子の財産として全校に周知できるように、事例集のようなものを、やはりこの基本的な方針の後ろにつけたいと思っております。

また、最後にお話がありましたが、大人がいないときに子どもたちは、やはりいじめというものにかかわってくるということがあります。やはり、それが大きな問題となっていると思います。そうすると、なかなか子どもたちは言いにくいというところもあると思いますので、今行っている、本当にささいなことかもしれませんが、教育委員会と、それから学校と地域、保護者とがつながるような、直接意見交換ができる、一緒に何か取り組みが行える、そういうものを、さらに充実していきたいと思っております。

以上でございます。

安間教育長　　いかがでしょう。

柴田委員　　今、御意見いただきまして、ありがとうございました。

中学生サミットの件で、児童や生徒が、この場合、生徒ですけれども、主体となって活動するという場が今回設けられているというところに特色があると思います。そのほかに、例えば、児童・生徒が中心となって、自分たちの人間関係を構築していく際の手助けとなるような教育的な配慮など、お考えがありましたらお願いいたします。

佐藤統括指導主事 昨年度なのですけれども、各学校で、児童・生徒が主体的に取り組んだ内容について、実は生活指導主任会で情報共有をいたしました。その中で、いい取り組みがありましたので、全校に発信したというところでは、具体的には、どのような取り組みがあったかといいますと、生徒会が中心となって、昼休みの時間、本当に短いのですが、そのときに一気に体育館に集まって球技大会をする。そこで、やはり一緒に動くことによって人間関係ができるだろうと考えたところもございませう。また、小学校と中学校が挨拶運動の日を同じ日に設定して、中学生が小学生に、小学生が中学生に対して「おはようございます」という声をかけながら結びつきを強くしていったというところもございませう。また、学校によっては、中学生サミットで決めました行動指針だけではなく、各学校の基本方針とかをつくりまして、それを各教室に掲示して実行しているというところもございませう。

以上でございます。

柴田委員 ありがとうございます。

いじめという現象に対処していくということと同時に、このような、やはり子どもたちの自主的な活動の中でいじめが起こらない雰囲気づくりということも、車の両輪のように進めていくということを強く求めたいと思うのですけれども、伺った生徒会中心の取り組みの中で、例えば、ふだん、クラスの中で無視をされているような、精神的なダメージを負っているような子どもに、周りの子が声かけをして、その子の発言をみんなで促していったりとか、球技大会などで、その子が活躍できる場をつくれるような配慮というか、そういったものをお互いに雰囲気づくりを醸成していくような学級経営とか生徒指導というものが、より進められるということをお願いします。

1点質問なのですけれども、保護者や地域住民の方たちと一体化していじめを防いでいくというお話がありましたが、具体的に、保護者や地域住民に対して、どう

いう啓発活動や、また協力の要請というものをしていくかという策についてお願いいたします。

佐藤統括指導主事　　まずは、市や教育委員会のホームページや広報紙を活用したいと思っております。さらには、このいじめの基本的な方針ができましたら、保護者、地域向けのリーフレットを作成いたします。ただ、ここで関係機関とお話ししているときに、リーフレットとか文字の情報だけでは、やはりなかなか伝わらない部分がある、また、読もうとしない限りは読まないという現実があるというお話がございましたので、これは、市長部局とも連携しながらなのですが、地域向けのシンポジウムを開催いたします。そこで、直接意見交換をする。また、各関係機関につきましても、昨年度からなのですけれども、会合等に出させていただきますので、そこでいじめに対する教育委員会の考え、学校が何をどうしようとしているかというのをお伝えさせていただいております。小学校PTA連合会、中学校PTA連合会とも意見を交換する場や、またはインターネットとかSNSについては課題が大きいところですので、そのワーキングに指導主事も参加させていただいて、現状を踏まえながら、どういう指導が必要かとか、こういう資料があったらいいねということをしながらか、そこが母体となりながら、紙だけでは伝わらないものを、その関係機関の方々が地域に発信していただく、保護者に発信していただく、そういう手だても現在考えております。

以上でございます。

柴田委員　　ありがとうございました。

地域向けのシンポジウムが単発で終わるのではなくて、そういう直接的な意見交換の場が母体となって、そこからどんどん、地域と、この場合は教育委員会や学校との連携が強固になっていくという、そういう積み重ねが、これからされていくというような理解でよろしいのでしょうか。

安間教育長　　はい、ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。

大橋委員　　すみません、2点お聞かせください。

まず1点目ですが、やはり、いじめの早期発見というのは大変重要だというふうに思います。4ページのところに、そのことが書いてあるわけですけれども、恐ら

く児童・生徒のさまざまな動きというのは教員の視野に入っている、それがいじめになる、いじめである、あるいはいじめになっていくという認識が持てるかどうかというところが一つ大事な点かなというふうに思います。そうすると、まず1点目なのですが、それが大事な、非常に重要なことなのだという認識を持つために、やはり研修が大事であるというふうに思います。研修については、9ページのところに書いてあるわけですが、そうすると、その研修のやり方、内容、方法というのが非常に大事になってくるかなというふうに思います。現段階で、もし、このようなことを考えているというのがあれば、教えていただきたいと思います。

それから、今度は、それに基づいていじめであるというふうに、あるいはいじめに発展するというふうに認識したときに、これは教員一人では対応が難しいわけで、学校が組織として、ここに書いてあるように組織でやっていくわけですが、その情報を共有していくために、具体的に学校に対して、どういう、教育委員会として指導していくのか。これについて、教えていただければというのが大きな1点目です。

それから2点目は、ここには書いてありませんけれども、重大事態になった場合に、調査等を行います。あるいは、学校でいじめではないかと思ったときにも、やはりそれについて調査を行い、文書をつくるわけですね。それぞれの文書の保存、保管と、それから公表について、どのように、もし今お考えがあれば教えていただければと思います。

以上です。

加藤指導課指導主事 1点目の研修についてお話をいたします。やはり、いじめについてはたくさんの事例がございます。その事例を実際に研修の場で、こちらで準備をして、先生方に考えていただく時間というのが全体的に必要なようになっていくと考えております。先日、生活指導主任研修会、小・中学校の先生、各学校お一人集まって毎月行っているのですが、その場で市内の小学校の校長先生に講師をしていただいて、いじめについての研修を行いました。そのときにも事例を校長先生からお二つお持ちいただいて、それについて先生方が、学校として対応するために生活指導主任としてどんなことができるかというのを具体的に考えていただきました。そのような形で、単に、こちらから一方的に伝えるのではなく、事例に基づいて先生方に考えていただく、そのような研修をしていきたいと思っております。

北川指導課指導主事　重大事態の調査の情報の提供に関してですけれども、事案にはよるとは思いますが、教育的な配慮ということと、保護者、特に被害児童・生徒の保護者との確認をとって適切に提供するというふうなことになると思うのですが、場合によっては仮名で提供するということも考えられると思います。その他、例えば文部科学省から、そういった背景調査についての指針などもありますので、そういったものに、また従って、指導・支援・助言していくような形になると思います。

大橋委員　すみません、適切に対応していただければというふうに思います。今後、また検討を重ねてください。

以上です。

星山委員　いじめって、関係のない人っていないと思うのです。子どもにかかわる、あと大人の世界ともつながっていて。私、さっきから、管轄、指導課なのですけれども、全ての課がかかわっているのではないのかなと、思っているいろいろお願いをしているつもりなのですけれども、例えばスポーツとかでも、子どもたちって、ちゃんと遊んでいないと、すごくストレスがたまって、ボールも投げられないし、自由遊びもする時間がないとなれば、そういうものを市として考えていかなければいけないという話になるかもしれないし、お父さんやお母さんにも理解啓発をとれば、生涯学習のことになるかもしれないし、あと放課後や学童でいじめがないかといったら、そんなことはきっとなくて、私が言いたいのは、それとかICTの整備とかって総務の仕事かもしれないし、何か、みんな、いじめってかかわっているのではないのかなと思ったので、私は、全員とは申し上げないのですけれども、それぞれ違う管轄の部署の方が、いじめに対して、うちではこういうふうに取り組もうとしていますというのがもしあると、それから支援課とかももちろんそうですし、外国籍の子もいるし、支援の必要な子もいるけれども、どうやって八王子として、みんな、この報告を向いていくかというのを、それぞれちょっと、一つくらいはあるといいのではないかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

安間教育長　いや、そのとおりですよ。きょう聞かれてもアイデアないでしょうから。ただ、条例になって市民全体で取り組んでやっていきたいと思いますと言っているのですから、まず我々が組織全体でやらなければならないわけで、指導課だけがやる話ではないと。これはもう、おっしゃるとおりですから、ちょっと事務局で考えま

しょう。

よろしゅうございますか。

では、私のほうから、最後に3点だけ。もう時間もないので、1個目のほうだけ、ちょっと答弁はいただきますが、残り二つは意見だと思って聞いてください。

まず1点目は、昨年、ちょうど4月、5月ぐらいの時期だったでしょうか、中学生が大人に相談できないで、友達に相談して、二人で、もうどうしようもないなと絶望してしまって、電車に飛び込んだという事件があって、あれを受けてすぐに校長会で、相談できる大人を一人でもということ呼びかけた結果、去年、その調査をすぐにして取り組んでいただいたと思うのですけれども、市内に何%ぐらい、一人も相談できる大人がいない子がいましたか。

佐藤統括指導主事　すみません、正確な数字は申しわけございません。半数に満たない状況でございました。

安間教育長　半数以上の子が、そういう大人がいなかったのですね。

佐藤統括指導主事　はい。

安間教育長　その後、時間があったわけですよ。どんな取り組みをされましたか。

佐藤統括指導主事　すぐに学校のほうと連携いたしまして、まずはスクールカウンセラーさんに、相談できる相手がいないとチェックが入った子どもについては、スクールカウンセラーさんと面談をしていただきました。そこで、スクールカウンセラーさんが相談相手になるのではなくて、では、どういう方が皆さんの周りになのかなとか、どういうふうにしたら話しやすいかなということの一つ一つ相談しまして、では、自分はこの人に相談できる、こういうときだったらこういう人にできるねということを話し合いの中から導き出しました。

安間教育長　その結果として、若干、数字的には改善したのですか。

佐藤統括指導主事　一応、一応と言っはいけないのですけれども、学校からの回答は、100%、全員が誰がいる状況になりましたということではございますが、でも、やはり中学生になると、そこで何回も何回もということになると、ある程度のところ自分の、いるよというふうな回答も出てくると思いますので、やはりこれは追跡して見ていく必要があるかなと思っております。

安間教育長　1点目の意見は、そこです。去年は、まずはそういうような取り組みを

した。今回、この条例で基本方針にもうたって取り組んでいくのですから、子どもたちが、そういうような人を見つけられるような支援を、さらに徹底的にやっていただきたい。掲げるだけでなくということですよ。

次、2点目なのですが、星山委員の、去年あたりからのいろいろな、このいじめに関する御意見を聞いていて、どうも、学校の教員はいじめの問題というのを生活指導上の課題だというふうに捉えて対応しがちだろうと。ただ、実は、精神不調の重大要因なのだということ、どうも忘れがちなのではないのかなというような点を、いつも御指摘いただいております。したがって、基本原理として、私どもは、教育委員会として、子どもたちに対して、被害者を助けたくても仕返しを恐れて踏み出せない、そういう子どもたちを心理的に支えて行動変化を促すと、それが我々の役割なのだろうというふうに思っています。したがって、先ほど星山委員からお話があったように、職員がまず率先して、我々が子どもたちを見守っている大人ですから、我々がいじめはだめなのだ、いじめられている子は絶対に守るのだ、そういう意思表示を子どもたちに対して継続してやっていくことが不可欠だろうと思っております。先ほどのお話の中に、さまざまな場面でシンポジウムやりますとか、ポスターを張りますという話がありましたけれども、委員のほうからも指摘がありました、単発で終わらないようにと、まさにそのとおりですね。我々が、そういう姿勢をここで見せていくということが大事なだろうと。その具体的な方策を、ぜひ忘れないでいただきたい。

3点目は、先ほども重大事件のことともかかわる話なのですが、昨今、とにかくいじめによる重大事件が発生して、大変痛ましい結果になってから事実関係の調査が大きな問題となると、そんなケースがあります。ただし、考えてみれば、そこに至るまで、子どもはさまざまなサインを出しているはずなのです。そして、そのサインを出している場というのは、学校だけではありません。もちろん、直接ほかの子どもとかかわる場がありますから、学校が、その状況を把握するということが重要なことですが、逆に言えば、学校から離れて家に帰ったときにほっとしている、その姿がサインそのものではないか。私が考えるに、その子どもが発するサインそのものが事実なのです。ですから、事実関係を後から調査するのではなくて、そのサインを記録しておきさえすれば、調査なんていうのは後から必要になら

ない。記録が集まっていれば、それこそが事実関係なのだろうなというふうに考えているわけです。したがって、ちょっと違和感があるのが、この重大事件の発生の際の、28ページの図の重大事態の定義の下に書いてある、この三つなのですね。左側から見て、児童・生徒が自殺を、重大な障害を、被害を発生した。これは、この時点までわかってなかったという前提なのですよ、これ。だから、親御さんも家庭も地域も学校も、何もわからない中で突然子どもが自らの命を絶ったという、その状態を、これ、想定しているのでしょうか。あり得ますか、そういうこと。真ん中の場面、おおむね30日程度の欠席、30日をたった時点で、重大事件だと認識しましょう。いや、1日休んだって、風邪で休んだ子なのか、そういう意味であやしいなと思って休んだかなんて、1日目ではわかるはずですよ。それでも30日経つまで待つのですか。もっと言うと、一番右が、学校が重大事態に該当するかもしれないと捉え、速やかに調査をしたところ、重大事態の疑いありというか、子どもからの受け取りのシートがあるでしょう、家庭で見守っていて。そういうのがどこかに記述がありましたよね。25ページでしたっけ。子どもの様子に変だなと思ったら、親御さんがもうすぐに、このシートを使って学校に訴えるのですよね。この時点で、これは事実でしょう。何らかの原因があって、そういうようなことが出てきているのだから、もう、その時点で積み重なっているはず。この重大事態の発生時の報告については、本市としては、ぜひスタンスはこんなふうに全く発生するまで、重大事態と認定するまでの様子はわかりませんでしたなんていう他人事に聞こえてしまうような対応はしないでもらいたい。結果として、ここに書かれているような事象があらわれる前の段階から、もう既にいじめの予兆だということを知り、そこまで対応していて、という、もうだから事実関係なんて調査するまでもないのですよ。対応した記録そのものが、事実関係なのですから。何か、私は、ここに、ちょっと冷たさを感じてしまう。一番わかりやすい例が、この30日の休みでしょう。29日まで休んでいる間は重大事態ではないのですよ。30日になった瞬間に、重大事態として対応しますみたいに感じてしまっていて、何かそこに冷たさを感じる。最初の1日だって、学校の先生はわかるはずなのです。どういう理由で休んだのか。

ぜひ、そんな観点を取り入れていただいて、この中身を、さらに精査して、充実したものにしてください。恐らく、実効性のある具体性のあるものにしてくれとい

うのが全員共通の願いだと思いますからね。本日意見いただいたものを踏まえて、事務を今後も進めていただきたいというふうに強く要望しておきます。

よろしゅうございましょうか。

これで公開の審議は終わりますが、委員の方から、ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　ないようでございます。

安間教育長　　それでは、ここからの審議は非公開となりますので傍聴の方、恐縮ですが退席をお願いいたします。

〔午前10時40分休憩〕